

# 公的研究費の不正使用に係る調査等に関する要領

令06要領第15号  
令和7年3月14日

(目的)

**第1条** この要領は、国立研究開発法人産業技術総合研究所内部通報等に関する規程（26規程第76号。以下「内部通報規程」という。）第26条に基づき、内部通報等（内部通報規程に定める外部機関指摘を含む。以下同じ。）が公募型研究資金の不正使用を内容とする場合の調査等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要領において使用する用語は、内部通報規程において使用する用語の例による。

(適用)

**第3条** 内部通報等が公募型研究資金の不正使用を内容とする場合の取り扱いは、内部通報規程に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(調査)

**第4条** 理事長は、内部通報等が公募型研究資金の不正使用を内容とする場合には、内部通報規程第10条第1項に定めるタスクフォースを設置し調査を行わせるものとする。

2 前項のタスクフォースには、弁護士、公認会計士その他監査に関する実務に精通している者であって、研究所に属さない者を加えるものとする。

3 第1項のタスクフォースは、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について、調査し、認定を行う。

(公募型研究資金の使用停止)

**第5条** 理事長は、必要と認めるときは、被通報者に対し、その管理する公募型研究資金の使用の停止その他必要な措置を命ずることができる。

(配分機関への対応)

**第6条** 理事長は、内部通報等の内容が公募型研究資金の不正使用にかかる場合には、当該公募型研究資金の配分の事務を行う国の行政機関又は独立行政法人（以下、「配分機関」という。）に対し、次の各号の措置を講ずるものとする。

一 内部通報等の受付から30日以内に、内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告すること。

二 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告及び協議すること。

三 内部通報等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理及び監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出すること。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出すること。

- 四 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告すること。
- 五 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関に提出すること。
- 六 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じること。

(公募型研究資金の不正使用についての公表)

**第7条** 理事長は、内部通報等が公募型研究資金の不正使用を内容とする場合において、当該公募型研究資金の不正使用の事実を認定したときは、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。ただし、合理的な理由があると認められる場合には、その全部又は一部を公表しないことができる。

- 一 当該不正使用に係る調査の実施体制（当該調査に係る構成員等の氏名及び所属する組織の名称を含む。）
- 二 当該不正使用に係る調査の期間、方法及び手順
- 三 当該不正使用の内容
- 四 当該不正使用をした者及びこれに関与した者の氏名及びこれらの者が所属する組織の名称
- 五 当該不正使用を是正するため講じた措置の内容

#### 附 則（令06要領第15号）

この要領は、令和7年3月14日から施行する。